

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第171期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大 枝 宏 之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴 木 栄 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴 木 栄 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第170期 第2四半期連結 累計期間	第171期 第2四半期連結 累計期間	第170期
会計期間		自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日
売上高	(百万円)	239,322	246,946	495,930
経常利益	(百万円)	11,845	10,960	25,579
四半期(当期)純利益	(百万円)	7,119	7,172	15,098
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	12,760	14,006	23,936
純資産額	(百万円)	327,176	343,793	334,092
総資産額	(百万円)	457,079	488,011	471,039
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	23.68	23.84	50.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	23.67	23.82	50.19
自己資本比率	(%)	69.7	68.5	68.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,140	6,845	25,058
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,918	34,683	1,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,485	2,237	5,072
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	64,665	46,861	72,685

回次		第170期 第2四半期連結 会計期間	第171期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成25年 7月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成26年 7月1日 至 平成26年 9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	9.64	13.09

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(食品事業)

平成26年6月、トルコに乾物パスタ等の製造・販売を行うNisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.(連結子会社)を設立しました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成26年11月13日)現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況(経営成績)及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第2四半期連結累計期間につきましては、政府の景気対策等の効果もあり、企業業績や雇用環境の改善がみられるなど、緩やかな景気回復の動きがみられました。一方、消費税率の引上げによる需要の変動、円安等による輸入原材料価格の上昇等、当社を取り巻く環境は厳しいものとなりました。このような中、当社は、トップライン(売上高)の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とした中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」の取組みを進め、グループ各事業において、市場の活性化に向け積極的な新製品の上市・拡販に取り組むとともに、国内外で事業基盤強化に努めました。国内では、全社的なコスト競争力強化を推進し、製粉事業において臨海大型工場への生産集約を進めております。食品事業においても、市場が拡大する冷凍パスタの生産・供給体制強化のため、新たに冷凍食品工場の建設を進めております。海外では、米国で製粉4工場を買収し、製粉事業の海外展開は一気に拡大しました。食品事業においては、コスト競争力の強化と海外展開の拡大を目指した取組みを進め、ベトナムではパスタソース等の調理加工食品工場が完工し、トルコではパスタ工場の建設が順調に進捗しております。

これらの結果、第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は海外事業の拡大及び国内外での拡販により、2,469億46百万円(前年同期比103.2%)となりました。一方、利益面では、全社的なコスト削減に取り組みましたが、拡販施策費の増加、原材料コストの上昇及び製粉福岡工場の減価償却費の増加等により、営業利益は86億1百万円(前年同期比83.5%)、経常利益は109億60百万円(前年同期比92.5%)、四半期純利益は71億72百万円(前年同期比100.7%)となりました。

なお、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行いました。平成27年3月期末配当予想につきましては、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わないため、実質増配となる予定です。

セグメント別の売上高・営業利益概況

(製粉事業)

製粉事業につきましては、消費税率引上げによる需要の変動等の影響はありましたが、積極的な拡販施策を実施し、新規顧客の獲得を進めた結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進するとともに、コスト競争力強化策として臨海大型工場への生産集約を進めております。九州地区では、本年5月に博多港に位置する福岡工場が本格稼働するとともに、内陸部の筑後工場、鳥栖工場を閉鎖し、生産集約を完了しました。中部地区では、昨年10月に知多工場(愛知県知多市)の新ライン増設に着工し、平成27年5月稼働に向けて工事は順調に進捗しております。また、関西地区では、平成27年4月稼働予定で、東灘工場に隣接する阪神サイロ(株)の原料小麦サイロ収容力25%増強工事に着手し、さらに、関東地区でも、平成28年6月稼働予定で、鶴見工場の原料小麦サイロ収容力を25%増強することを決定しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。

海外事業につきましては、M&Aにより取得した子会社の連結効果や米国の子会社であるMiller Milling Company, LLCの生産能力増強による出荷拡大等により売上は前年を上回りました。なお、Miller Milling Company, LLCは、事業拡大のため、本年5月に米国内において製粉4工場を買収し、同社の工場数は6工場となり、全米で第4位の製粉会社へと躍進しました。これにより、ニュージーランド、カナダ、タイを加えた製粉事業の海外生産能力比率は約50%に拡大しました。

この結果、製粉事業の売上高は1,098億98百万円(前年同期比111.0%)となりましたが、営業利益は、海外子会社の貢献があったものの、国内の拡販施策費の増加、福岡工場の減価償却費の増加等により39億78百万円(前年同期比81.9%)となりました。

(食品事業)

加工食品事業につきましては、家庭用では、当社独自の技術を活かし、生活者の個食化、簡便化等のニーズに対応した新製品を投入するなど販売促進施策を展開しました。また、業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた積極的な提案活動を実施しました。これらにより冷凍食品やパスタソース等の出荷が好調に推移し、加工食品事業の売上げは前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、商品開発力強化による新規顧客の獲得や量販店向け惣菜の出荷拡大施策の推進により、売上げは前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めましたが、タイの政情不安等、販売環境の変動等もあり、売上げは前年を下回りました。

生産面では、コスト競争力を強化するとともに海外展開の拡大を目指し、新たな生産体制の構築に取り組みました。ベトナムのVietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.では、パスタソース等の調理加工食品工場が完工し、本格稼働に向けた取組みを進めております。タイのThai Nisshin Technomic Co.,Ltd.では、本年末稼働に向けて業務用プレミックスの生産能力25%増強工事を進めております。また、本年6月にトルコに新設した合弁会社Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.では、平成27年4月の稼働に向け、パスタ工場の建設が順調に進捗しております。国内においても、市場が拡大する冷凍パスタの生産・供給体制を一層強化するため、マ・マーマカロニ(株)神戸工場において、平成27年5月稼働予定で冷凍食品工場の建設を進めております。

酵母・バイオ事業につきましては、酵母事業において主力のイーストは堅調に推移しましたが、総菜等が伸び悩み、バイオ事業においても診断薬原料等が低調であったことから売上げは前年を下回りました。

健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売は好調に推移しましたが、医薬品原薬等が低調だったことにより、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は1,189億63百万円(前年同期比99.9%)と、ほぼ前年同期並みとなりましたが、営業利益は国内の拡販施策費の増加、円安による原材料コストの上昇等により36億21百万円(前年同期比81.0%)となりました。

(その他事業)

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入等でプレミアムペットフードの出荷が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングで、大型案件の計上時期の影響等により、売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材や自動車部品向け等の化成品が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は180億85百万円(前年同期比85.5%)、営業利益は10億78百万円(前年同期比102.1%)となりました。

経常利益・四半期純利益の状況

(経常利益)

金融収支戻は9億26百万円(益)で、前第2四半期連結累計期間に比べ52百万円増加しました。持分法による投資利益は9億87百万円で、前第2四半期連結累計期間に比べ7億22百万円増加しました。その他雑損益合計は4億44百万円(益)で、前第2四半期連結累計期間に比べ44百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では23億58百万円(益)となり、前第2四半期連結累計期間に比べ8億18百万円増加し、経常利益は前第2四半期連結累計期間と比べ、8億85百万円(7.5%)減の109億60百万円となりました。

(四半期純利益)

特別利益は9億79百万円、特別損失は9億16百万円で差引特別損益は63百万円(益)となり、税金等調整前四半期純利益は前第2四半期連結累計期間と比べ6億15百万円減の110億23百万円となりました。特別利益のうち主なものは固定資産売却益9億31百万円であり、特別損失のうち主なものは訴訟和解金7億32百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等34億76百万円、少数株主利益3億74百万円を差し引き、四半期純利益は71億72百万円と、前第2四半期連結累計期間に比べ52百万円(0.7%)増となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益110億23百万円、減価償却費68億30百万円等による資金増加が、たな卸資産の増加による運転資金の増加及び法人税等の支払等の資金減少を上回ったことにより、当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは68億45百万円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による預入・取得が満期・償還を上回ったことによる45億92百万円の資金減少に加え、米国における製粉4工場の取得に221億87百万円、及び有形及び無形固定資産の取得に79億47百万円支出したこと等により、当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは346億83百万円の資金減少となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、278億37百万円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元といたしまして、配当に27億34百万円を支出しましたが、長期及び短期借入金の借入れによる収入が返済による支出を47億12百万円上回ったこと等により、当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは22億37百万円の資金増加となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比258億24百万円減少し、468億61百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の借入金残高は144億52百万円ですが、営業活動によるキャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な流動性を確保しております。

なお、当社グループは中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」達成のため、重点分野への積極的な戦略投資を行ってまいりますが、そのための戦略投資資金は、内部及び外部の両財源より調達してまいります。内部からの資金捻出は、既に導入しておりますキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を利用した国内連結子会社の資金の一元管理、及び現在取り組んでおります資産の徹底的な圧縮により、外部からは当社グループの健全な財務体質を背景に有利子負債等により調達してまいります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第2四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下の通りです。なお、当四半期報告書提出日(平成26年11月13日)現在までの状況も含めて記載しております。

1) 国内事業戦略

製粉事業におきましては、平成28年6月稼働予定で鶴見工場の敷地内に収容力26,000トンの原料小麦サイロを増設することを決定しました。従来以上に需要に即した原料小麦の確保と保管及び安定供給を行ってまいります。

2) 海外事業戦略

加工食品事業におきましては、平成25年6月に設立した現地法人Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.が、ベトナムのホーチミン市近郊において建設を進めていた調理加工食品工場が完工し、本格稼働に向けた取組みを進めております。日本で長年に亘り培ってきた製造・品質管理ノウハウを最大限活用することにより、日本国内向けパスタソースの生産を皮切りに、将来的なASEAN地域における調理加工食品事業の拡大を視野に入れて海外事業を展開してまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期

的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。

3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

(c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
 - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手に即した真摯な対応がなされていること
 - オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
 - カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
 - キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、26億83百万円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、平成24年度よりトップライン(売上高)の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とした中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」をスタートし、グループ各事業において、積極的な販売促進施策に取り組むとともに、国内外で事業基盤強化に努めてまいりました。

しかしながら、当第2四半期連結累計期間の業績、及び引き続き不透明な外部環境を踏まえ、足元の業績回復・向上の確固たる土台を築くことが重要であると判断し、今回は、来年度からの新たな3ヵ年(2015~2017)計画の策定を取り止め、平成27年度は単年度の経営計画のみを策定し、これに注力することとしました。あわせて、既に策定した3ヵ年(2014~2016)計画の数値目標についても取り止めることとしております。

なお、トップライン(売上高)の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする本中期経営計画の基本方針に変更はなく、長期的な視点に立って取り組んでいる戦略・施策については、引き続き着実に推進してまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	276,688,992	304,357,891	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	276,688,992	304,357,891	-	-

(注) 平成26年8月28日開催の取締役会の決議により、平成26年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。これに伴い、株式数は27,668,899株増加し、発行済株式総数は304,357,891株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成26年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行した新株予約権

決議年月日	平成26年6月26日(定時株主総会) 平成26年7月29日(取締役会)
新株予約権の数(個)	96(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,274,000円 (注)3、6
新株予約権の行使期間	平成28年8月20日～ 平成33年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,274円 1株当たり資本組入額 637円 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。なお、平成26年8月28日開催の取締役会の決議により、平成26年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしましたので、提出日現在において新株予約権1個につき目的となる株式数は1,100株となっております。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成26年8月28日開催の取締役会の決議により、平成26年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしましたので、提出日現在において、新株予約権の目的となる株式の数は105,600株、新株予約権の行使時の払込金額は1個当たり1,274,900円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、1株当たり発行価格1,159円、1株当たり資本組入額580円とそれぞれなっております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

決議年月日	平成26年 6月26日（定時株主総会） 平成26年 7月29日（取締役会）
新株予約権の数（個）	211（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	211,000（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,274,000円 （注）3、6
新株予約権の行使期間	平成28年 8月20日～ 平成33年 8月 2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,274円 1株当たり資本組入額 637円 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。なお、平成26年 8月28日開催の取締役会の決議により、平成26年10月 1日付で当社普通株式を 1株につき1.1株の割合をもって分割いたしましたので、提出日現在において新株予約権 1個につき目的となる株式数は1,100株となっております。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から 2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から 2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成26年8月28日開催の取締役会の決議により、平成26年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしましたので、提出日現在において、新株予約権の目的となる株式の数は232,100株、新株予約権の行使時の払込金額は1個当たり1,274,900円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、1株当たり発行価格1,159円、1株当たり資本組入額580円とそれぞれなっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日		276,688		17,117		9,500

(注) 平成26年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割し、発行済株式総数は27,668,899株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	17,625	6.37
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	15,444	5.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	14,833	5.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,616	4.19
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	11,381	4.11
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	7,680	2.77
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	5,713	2.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,537	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	5,077	1.83
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	4,938	1.78
計		99,849	36.08

(注) 株式会社みずほ銀行及び共同保有者3社から、平成26年5月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成26年5月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する保有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	11,381	4.11
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	640	0.23
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,226	1.53
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	564	0.20
計		16,813	6.08

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,946,000		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 359,800		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 272,930,900	2,729,309	同上
単元未満株式	普通株式 452,292		
発行済株式総数	276,688,992		
総株主の議決権		2,729,309	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数」欄には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が22個、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない完全議決権株式に係る議決権が3個含まれております。

3 「単元未満株式」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が7株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が16株含まれているほか、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 48株

相互保有株式

日本ロジテム株式会社 50株

千葉共同サイロ株式会社 41株

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	2,946,000	-	2,946,000	1.06
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	153,500	-	153,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	113,300	-	113,300	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	87,000	-	87,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	6,000	-	6,000	0.00
計		3,305,800	-	3,305,800	1.19

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,104	24,874
受取手形及び売掛金	67,486	64,912
有価証券	28,869	31,830
たな卸資産	注1 58,484	注1 70,144
その他	12,686	11,929
貸倒引当金	222	224
流動資産合計	216,409	203,465
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	49,187	50,686
機械装置及び運搬具(純額)	35,089	37,645
土地	38,143	39,782
その他(純額)	6,519	11,353
有形固定資産合計	128,939	139,467
無形固定資産		
のれん	5,008	9,415
その他	7,990	10,340
無形固定資産合計	12,998	19,756
投資その他の資産		
投資有価証券	105,975	119,042
退職給付に係る資産	487	-
その他	6,361	6,409
貸倒引当金	132	130
投資その他の資産合計	112,692	125,321
固定資産合計	254,630	284,545
資産合計	471,039	488,011

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,785	47,189
短期借入金	6,607	11,119
未払法人税等	4,481	2,794
引当金	228	113
未払費用	17,725	16,277
その他	15,605	14,843
流動負債合計	90,433	92,339
固定負債		
長期借入金	3,367	3,333
引当金	1,655	1,699
退職給付に係る負債	19,073	21,437
繰延税金負債	15,828	18,732
その他	6,588	6,675
固定負債合計	46,514	51,878
負債合計	136,947	144,217
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,483	9,524
利益剰余金	266,581	269,067
自己株式	3,088	2,852
株主資本合計	290,094	292,857
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	32,253	39,409
繰延ヘッジ損益	21	287
為替換算調整勘定	4,237	3,249
退職給付に係る調整累計額	1,831	1,670
その他の包括利益累計額合計	34,680	41,275
新株予約権	260	207
少数株主持分	9,057	9,453
純資産合計	334,092	343,793
負債純資産合計	471,039	488,011

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	239,322	246,946
売上原価	167,916	175,684
売上総利益	71,405	71,262
販売費及び一般管理費	注1 61,099	注1 62,660
営業利益	10,305	8,601
営業外収益		
受取利息	106	94
受取配当金	845	922
持分法による投資利益	265	987
その他	456	535
営業外収益合計	1,673	2,539
営業外費用		
支払利息	77	90
その他	57	90
営業外費用合計	134	181
経常利益	11,845	10,960
特別利益		
固定資産売却益	5	注2 931
投資有価証券売却益	2	3
負ののれん発生益	282	-
その他	-	44
特別利益合計	290	979
特別損失		
固定資産除却損	189	183
訴訟和解金	-	注3 732
訴訟関連費用	注3 200	-
買収関連費用	106	-
特別損失合計	496	916
税金等調整前四半期純利益	11,639	11,023
法人税等	4,078	3,476
少数株主損益調整前四半期純利益	7,560	7,546
少数株主利益	441	374
四半期純利益	7,119	7,172

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,560	7,546
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,407	7,109
繰延ヘッジ損益	144	183
為替換算調整勘定	3,790	1,077
退職給付に係る調整額	-	129
持分法適用会社に対する持分相当額	146	115
その他の包括利益合計	5,199	6,459
四半期包括利益	12,760	14,006
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	11,769	13,767
少数株主に係る四半期包括利益	990	238

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,639	11,023
減価償却費	6,548	6,830
のれん償却額	264	382
訴訟和解金	-	732
退職給付引当金の増減額(は減少)	142	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	201
前払年金費用の増減額(は増加)	201	-
受取利息及び受取配当金	951	1,017
支払利息	77	90
持分法による投資損益(は益)	265	987
投資有価証券売却損益(は益)	2	3
負ののれん発生益	282	-
売上債権の増減額(は増加)	3,691	2,458
たな卸資産の増減額(は増加)	3,547	7,784
仕入債務の増減額(は減少)	13,543	1,545
その他	2,215	2,663
小計	8,852	10,405
利息及び配当金の受取額	1,361	1,173
利息の支払額	79	97
訴訟和解金の支払額	-	732
法人税等の支払額	2,993	3,903
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,140	6,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,425	8,951
定期預金の払戻による収入	15,071	1,726
有価証券の取得による支出	2,749	3,315
有価証券の売却による収入	5,758	5,948
有形及び無形固定資産の取得による支出	7,501	7,947
有形及び無形固定資産の売却による収入	56	1,317
投資有価証券の取得による支出	908	1,129
投資有価証券の売却による収入	115	17
関係会社株式の取得による支出	402	2
事業譲受による支出	-	22,187
その他	1,018	158
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,918	34,683
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,774	5,677
短期借入金の返済による支出	1,452	1,413
長期借入れによる収入	-	450
長期借入金の返済による支出	-	2
自己株式の売却による収入	75	278
自己株式の取得による支出	15	2
配当金の支払額	2,485	2,734
その他	382	15
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,485	2,237
現金及び現金同等物に係る換算差額	841	223
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	11,415	25,824
現金及び現金同等物の期首残高	53,249	72,685
現金及び現金同等物の四半期末残高	注1 64,665	注1 46,861

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.は、第1四半期連結会計期間より、新たに設立したため連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が487百万円減少し、退職給付に係る負債が2,568百万円増加するとともに、利益剰余金が1,950百万円減少しております。なお、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
商品及び製品	26,312百万円	27,161百万円
仕掛品	3,609	4,338
原材料及び貯蔵品	28,561	38,643

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
販売運賃	14,018百万円	14,807百万円
販売促進費	20,257	20,554

2 固定資産売却益

土地の売却益であります。

3 訴訟和解金・訴訟関連費用

当社の米国子会社であるMiller Milling Company, LLC買収時の資産評価額に関連する訴訟において、和解が成立したことから、旧株主に支払った和解金等であります。なお、前期までに発生している訴訟関連費用は、本件に関する費用であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	25,565百万円	24,874百万円
有価証券	48,465	31,830
計	74,030	56,704
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	7,419	7,537
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	1,946	2,305
現金及び現金同等物の四半期末残高	64,665	46,861

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月27日
配当の原資	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

平成25年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年12月6日
配当の原資	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,734百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月27日
配当の原資	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

平成26年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,737百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成26年9月30日
効力発生日	平成26年12月5日
配当の原資	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	99,028	119,129	218,158	21,163	239,322	-	239,322
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,534	257	9,792	2,709	12,501	12,501	-
計	108,562	119,387	227,950	23,873	251,823	12,501	239,322
セグメント利益	4,856	4,472	9,328	1,055	10,384	78	10,305

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。
2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	109,898	118,963	228,861	18,085	246,946	-	246,946
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,486	247	9,733	2,388	12,122	12,122	-
計	119,384	119,210	238,595	20,473	259,069	12,122	246,946
セグメント利益	3,978	3,621	7,599	1,078	8,678	76	8,601

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。
2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとののれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「製粉」セグメントにおいて、当社の連結子会社であるMiller Milling Company, LLCは、Cargill, Inc.、Horizon Milling, LLC、ConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.から、平成26年5月25日に米国の製粉4工場を取得しました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間において4,932百万円であります。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	時価の 算定方法
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	105,849	105,849	-	(注1)

(注1) 株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(注2) その他有価証券に区分される非上場株式(連結貸借対照表計上額5,052百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(平成26年9月30日)

	四半期 連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	時価の 算定方法
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	120,765	120,765	-	(注1)

(注1) 株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(注2) その他有価証券に区分される非上場株式(四半期連結貸借対照表計上額5,158百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

その他有価証券

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	26,978	76,979	50,000
債券			
国債・地方債等	18,861	18,860	0
社債	-	-	-
その他	4,010	4,009	0
その他	6,000	6,000	-
合計	55,849	105,849	49,999

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額5,052百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(平成26年9月30日)

その他有価証券

	取得原価 (百万円)	四半期 連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	27,989	88,935	60,945
債券			
国債・地方債等	6,827	6,827	0
社債	-	-	-
その他	1,003	1,002	0
その他	24,000	24,000	-
合計	59,820	120,765	60,945

(注)非上場株式(四半期連結貸借対照表計上額5,158百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

当社の子会社であるMiller Milling Company, LLCは、平成26年4月24日付で、Cargill, Inc.、Horizon Milling, LLC及びConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.から、米国の4製粉工場（Los Angeles工場、Oakland工場、Saginaw工場、New Prague工場）及び資産譲渡日の棚卸資産を取得する資産譲渡契約を締結し、平成26年5月25日に取得しました。

Los Angeles工場はCargill, Inc.及びHorizon Milling, LLCから取得しました。それ以外の3工場はConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.から取得しました。

(1) 企業結合を行った主な理由

平成24年3月にMiller Milling Company, LLCを買収して進出した先進国最大の製粉市場である米国において、当社グループの製粉事業の強みである開発力・技術力、安定した品質の小麦粉供給力等を生かしてさらなる業容拡大を図るため。

また、本取得により、Miller Milling Company, LLCの原料購入数量が大幅に増加し、取り扱う原料小麦の種類・品種、生産地域等が多様化することで、これまで以上に幅広く原料情報の入手やノウハウの習得等が可能となり、グローバルな市場で製粉事業の展開を目指している当社グループにとって、非常に有意義であるため。

(2) 企業結合日

平成26年5月25日

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成26年5月25日から平成26年6月30日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	21,645百万円
取得に直接要した費用	541百万円
取得原価	22,187百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

4,932百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積もりにより発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	23円68銭	23円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	7,119	7,172
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	7,119	7,172
普通株式の期中平均株式数 (株)	300,671,791	300,891,412
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	23円67銭	23円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	132,124	249,824
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 平成25年10月1日付で普通株式 1 株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式 1 株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成26年 8 月28日開催の取締役会決議に基づき、株主への利益還元及び株式の流動性の向上を図るために、平成26年10月1日付で以下のとおり株式分割を行っております。

1 . 分割の割合

平成26年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

2 . 分割により増加する株式数

普通株式 27,668,899株

3 . 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1 株当たり情報)に記載しております。

2【その他】

中間配当

平成26年10月30日開催の取締役会において、平成26年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しました。

1 中間配当金総額	2,737百万円
2 1株当たりの配当額	10円
3 中間配当の効力発生日(支払開始日)	平成26年12月5日

その他

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。